



一般社団法人

# 東京都個人タクシー協会

## 会報

乗って安心個人タクシー

### 第56回 理事会の焦点

## 消費税引き上げに伴う運賃改定実施

**開催日時** 10月11日(金) 午後1時30分

**場所** 日個連会館

**決議事項**

① 令和2年新年賀詞交歓会等のスケジュール並びに来賓者(案)に関する件

秋田会長から現在の業界を取り巻く情勢について「10月1日に運賃改定が行われましたが、多摩を含め、地方では少し混乱している状況もありました。全国48地域で、消費税の転嫁と同時に値上げの運賃改定を申請していたところ、8月30日になり、急遽国交省より通常の運賃改定は審査継続という判断が下され、先送りの事態となったのです。理由は消費税の転嫁と同時の値上げは認められないということで、場合によってはメーター改造が短期間に2度必要になるなど、事業者や各運輸局に混乱が生じ、現在早期解決を望む声が上がっているところ」と説明がありました。

### 許可条件変更承認申請について

本年8月からの譲渡譲受円滑化策導入に伴い開始された、許可条件変更の申請が既に11件ほど承認されています。

気をつけていただきたいのは、当初、審査期間を1カ月程度と見込んでいま

すが、実際は最長で38日と1カ月以上かかっています。あらかじめ余裕をもって申請をお願いします。

また、許可条件変更承認申請について、



### 公定幅運賃届出内容について

個々に相談をされたい場合は、事前に定年制の有無、生年月日、年齢、許可期限日、二種免の期限日、いつまで運送を行いたいのか等あらかじめお知らせいただければ、適切なアドバイスが可能となります。どうぞ宜しくお願い致します。

新たな公定幅運賃について9月24日に一括届出を行いました。

事業者数1万1767名のうち、特別区武三では初乗り運賃420円が1万1355名、その他の運賃額が13名、北多摩と南多摩は740円に399名全員が届出しました。また、成田定額運賃は4205名、羽田定額運賃は7535名が届出をしました。

その後の審議にて、決議事項は原案通り可決承認されました。

**許可条件変更承認の申請は1カ月以上の余裕を持って行ってください!**



**都内個人タクシー現況 (令和元年10月1日現在)**  
 許可事業者数 12,089名 (前月比 -30名)  
 (特別区、武三11,686名 北多摩154名 南多摩249名)  
 傘下事業者数 11,761名 (前月比 -38名)  
 (特別区、武三11,362名 北多摩151名 南多摩248名)  
 ※集計方法は運輸行政と異なります。

### 譲渡譲受認可書交付式

## 安全の確保、法令遵守の徹底、そして適正化

10月16(水)午後3時より、個人タクシー会館にて関東運輸局による「個人タクシー譲渡譲受認可書交付式」が行われ、東京では新たに125名の事業者が誕生しました。

式の冒頭、関東運輸局東京運輸支局中澤延夫次長から、以下の言葉がありました。

「現在開催中のラグビーワールドカップは、日本のベスト8進出という活躍もあり、日本各地で盛り上がっています。そして来年の東京オリンピック・パラリ

ンピックの開催に向けて、官民をあげて様々な取り組みが進められているところであり、業界においても飛躍のチャンスだと思っています。

個人タクシー業界においては、多言語に対応した電話通訳サービス、運賃決済のキャッシュレス化、東京観光タクシー

認定ドライバーの推進等、訪日外国人の不安を解消する取り組みを積極的に進めていただいております。引き続き皆様のご努力に期待をしています。

本日は、大変おめでとうの席ではございますが、皆様にとつとつお願いをさせていただきます。

最初にお願ひしたいのは、輸送の安全の確保です。安全の確保は全てにおいて優先されるべきことです。タクシーのサービス向上に向けた取り組みも、安全の確保という大前提があつて初めて成り立つと思ひます。

2つ目はコンプライアンス(法令遵守)の徹底です。個人タクシー事業という許可事業を営む上で、法律や規則を守るこ

新たに125名の個人事業者が誕生した



とは当たり前のことですが、残念ながら近年、個人タクシー事業者による悪質な違反行為が頻繁に発生しております。本来、優秀適格者である個人タクシー事業者としては、実に恥ずべき状況が続いております。

法人タクシー業界では運転者全体のレベルが向上している状況の中、このような問題が繰り返し発生しますと、個人タクシーは優秀適格者であるという位置付けそのものが問われることとなりかねません。皆様にはしっかりと法令遵

### 認可者の喜びの声

#### 東個協・新宿支部

#### 森 将寛さん (36歳)

昔から車が好きだったこともあり、個人タクシーという仕事を知った時に



「どうしたら個人タクシーになれるのか」を調べて、法人タクシーに入りました。今、認可書を受けて「やつとこまで来たな」という気持ちです。父親は他業種ですが個人事業主をやっているため、「会社員の方が安心ではないか」と心配していましたが、最後は両親一緒になって応援してくれたことに感謝しています。

守の徹底をお願いいたします。

最後にタクシー事業の適正化及び活性化です。地域公共交通としての機能を十分発揮できるよう、供給過剰の解消、業界の活性化を目指して、個人タクシー事業者となる皆様にも一丸となつて取り組んでいただくようお願いいたします。

以上3つのお願ひをさせていただきます。ですが、個人タクシー事業は、優秀適格者の方に許可が与えられたものです。厳しく自己管理を行っていただきたいと思ひます」

#### 都営協・足立支部

#### 倉田 文雄さん (40歳)

法人タクシーになる前から、トラック運転手や配達など、運転に関わる仕事を



をしていました。タクシー運転手を始めて、この仕事にやりがいを感じるようになり、いつか個人タクシー事業者になりたいと目標にしました。法人時代は、無事故無違反を第一に、お客様とのコミュニケーションが上手に出来るように心掛けました。これからも、お客様に愛される個人タクシーになれるように頑張ります。

第34回個人タクシー優良事業者団体表彰

訪日外国人旅客の需要増加に期待

9月25日(水)午後2時より、ホテルイースト21東京において、「第34回個人タクシー優良事業者団体表彰式」が行われました。今年度の表彰団体である53団体(特別優良表彰11団体、優良表彰42団体)には、表彰状と記念品が授与されました。

東京タクシーセンター

渡辺会長式辞

本日受賞されました事業者団体の皆様は、厳しい環境の下にある運転者に対す



受賞団体の皆さん

る指導・教育を積極的に行い、タクシーサービスの向上に努めるなど、タクシー事業の使命と重要性を十分に認識され、利用者利便の増進に貢献し、事業者として模範となる個人タクシー優良事業者団体であります。タクシーは公共交通機関の担い手として必要不可欠な役割を果たしており、今後高齢化が進む社会においては、ユニバーサルデザインタクシーの導入など、タクシーのバリアフリー化への取り組みに努め、タクシー事業者としてより一層の企業努力が求められているところであります。また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催にむけ、訪日外国人旅客の更なる増加が見込まれており、ドアツードアの輸送を担う、タクシーの需要が今後益々高まっていくと考えています。

個タク制度の危機
真面目な事業者 迷惑千万
なぜ法を守れない
本当にいいのか! このままで!!
NO! 飲酒運転
NO! ひき逃げ

機関として利用者から満足していただけるタクシーとするため、業界の先達として、タクシー業界全体がより高い評価を得られるよう、一層のご努力を切に望みます。

受賞者の声

特別優良表彰

東個協・世田谷第二支部 富田 誠一支部長



この表彰は、支部員の方々が日々の営業で気をつけて頑張ってきたのだと思います。そして、今までの先輩方の努力を繋げることが出来た要因として、数年前から始めた少人数グループ講習があると思います。身近に支部員の方々と意識の共有が行える取り組みを生かして、これからも支部全体で頑張りたいと思います。

計報

\*9月

Table with columns: 氏名, 所属団体, 享年, 病名. Lists names and details for members as of September.

不適正営業集計表 (街頭営業適正化指導規程)

Table with columns: 発生月, 警告事案, 処分事案, 処分事案(加重), 合計. Shows statistics for improper business cases in August.

処分事案対処報告書 (街頭営業適正化指導規程)

Table with columns: 会員, 団体名, 氏名, 発生日, 発生場所, 対象行為, 加重, 処分内容. Details a specific case of improper business.

※処分事案は会員団体に処分を要請し、令和元年9月中に処分内容の報告があったもの ※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

地理モニター報告⑦

【新施設】

名称	概要	所在地	開始日
三井ガーデンホテル神宮外苑の杜プレミア	神宮外苑の杜と新国立競技場を眼下に望む屋上テラスを備えた新たな三井ガーデンホテルが開業。	新宿区霞ヶ丘町11-3	令和元年11月

【名称変更並びに再開】

旧名称	新名称	所在地	変更日
豊島公会堂	東京建物 Brillia HALL (豊島区立芸術文化劇場) (ブリリアホール)	豊島区東池袋1-19-1	令和元年11月 建替えが完成し再開

【道路・橋等】

地図	名称	概要	変更日
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p><b>変更前</b></p> </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>変更後(湾岸線→中央環状線2車線化)</b></p> </div> </div>	羽田線(東品川栈橋・ 鮫洲埋立部)の更新 (造り替え)工事	造り替え工事に伴い実施していた大井ジャンクション(湾岸線東行き→羽田線上り)の長期通行止めを解除します。あわせて大井ジャンクション(湾岸線東行き→中央環状線外回り)の走行性の向上のため、車線運用を現状の1車線から2車線に改良します。  2019地図 P185-I-6~H-4	令和元年9月

昨今、運転中にスマートフォンの画面を注視していたこと起因する交通事故が増加傾向にあり、いわゆる運転中の「ながらスマホ」が社会問題となっています。  
 そこで、車の運転中にスマートフォンや携帯電話などを使用する「ながら運転」の厳罰化が12月1日から実施されることとなりました。反則金は保持だけでも普通車1万8千円など大幅に強化され、違反点数は3点となるほか、運転中にスマートフォンなどを使用している交通事故などの危険に結びついた場合、違反点数6点となるため、即、免許の停止処分を受けることになります(詳細は図を参照)。  
 現在、携帯使用等の年間取締り件数は約84万件で道交法違反全体の14%を占めています。運転しながらのスマートフォン等の注視・通話やカーナビゲーション装置等の注視は、画面に意識が集中してしまい、周囲の危険を発見することができず、歩行者や他の車に衝突するなど、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為ですので、絶対にやめましょう。



**令和元年12月1日より施行**

**危険!!**

**「ながら運転」罰則強化へ**



【罰則等】

- 携帯電話使用等(保持)違反  
携帯電話等を手に持ったり話したり、表示されている画像を注視したりして車両を運転する行為
- ↓ 罰則…6月以下の懲役または10万円以下の罰金
- 違反点数…3点 ● 反則金…1万8千円
- 携帯電話使用等(交通の危険)違反  
携帯電話等を手に持ったり話したり、表示されている画像を注視したりして車両を運転し、他の車両や歩行者等に危険を生じさせる行為
- ↓ 罰則…1年以下の懲役または30万円以下の罰金
- 違反点数…6点(即免許停止)
- ※ 赤切符となり、全て罰則を適用